

平成31年3月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年3月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ピースジャパン (法人番号：9010001163209) 代表者 清水宜人
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県相模原市南区下溝2097-3 (東京営業所) 東京都八王子市丹木町3-118-101
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	平成30年9月28日及び平成30年10月4日、区域拡大を行ったことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2) 点呼の記録等義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年3月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年3月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社玉川 (法人番号: 2021001023622) 代表者 森敦子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県厚木市小野327-1 (本社営業所) 神奈川県厚木市小野327-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年11月6日及び平成30年11月13日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(3)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点 当該事業者の累積点数 11点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年3月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年3月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	栄楽観光株式会社（法人番号：1030001072530） 代表者 高原栄一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 埼玉県さいたま市中央区大字下落合1050 （本社営業所） 埼玉県さいたま市桜区西堀1-6-2
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年12月3日及び平成30年12月13日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 17点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年3月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年3月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社北斗星 (法人番号：8011701019782) 代表者 水木千夏
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県四街道市大日284-17-301 (本社営業所) 千葉県四街道市大日284-17-301
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年10月24日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務等の記録の記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第2項)、(2)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年3月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年3月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ダイヤモンドバス (法人番号：1100001017602) 代表者 下総建司
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 長野県北安曇郡松川村2455-1 (千葉営業所) 千葉県成田市堀之内294-1、295-1、299-2
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第3項
(6) 違反行為の概要	平成30年12月11日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15条第3項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年3月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局茨城運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年3月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	今井運輸有限公司 (法人番号: 5030002098653) 代表者 今井雅彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県川口市八幡木3-4-10 (茨城営業所) 茨城県猿島郡境町西泉田567-2
(4) 行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年10月9日、定期的な監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15条第3項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(7)書類の適切管理義務違反(運輸規則第69条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年3月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局茨城運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年3月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社青木観光（法人番号：3050001013753） 代表者 青木幹雅
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 茨城県結城郡八千代町大字塩本字西分244-3 （本社営業所） 茨城県結城郡八千代町大字塩本字西分244-3
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	平成30年11月12日及び平成30年11月16日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年3月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局茨城運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年3月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社佐貫タクシー (法人番号: 2050002033173) 代表者 中山能和
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県龍ケ崎市入地町141-11 (本社営業所) 茨城県龍ケ崎市入地町141-11
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	平成30年12月17日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(3)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)



平成31年3月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局山梨運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年3月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	第一観光株式会社（法人番号：7090001004951） 代表者 大木俊隆
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 山梨県南アルプス市西南湖967-1 （本社営業所） 山梨県南アルプス市西南湖967-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
(6) 違反行為の概要	平成31年1月10日及び平成31年1月21日、労働局からの通知を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)